

1. 件名

三菱原子燃料（株）における安全性向上評価に関する面談

2. 日時

令和5年9月28日（木） 13時30分～14時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、古作企画調査官、中野上席安全審査官、

野村主任安全審査官、内海安全審査官、青木安全審査専門職、

鈴木安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 部長 他4名

5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社から、「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」（以下「ガイド」という。）の解釈について、配布資料に基づき質問があった。

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

（安全性向上評価の届出の実施時期の考え方について）

- ・ガイドに記載のとおり、第1回目のウラン加工施設に関する安全性向上評価については、「原子力規制委員会設置法附則第18条の規定による改正後の法及び法の規定に基づく原子力規制委員会規則の施行後最初に行われる定期事業者検査の次の定期事業者検査が終了した日の状態を対象とし、当該事業者検査が終了した日以降6月を超えない時期に評価を実施し、その後遅滞なく届出を行う。」とされている。
- ・上記のガイドの記載のうち「最初に行われる定期事業者検査」については、令和2年4月1日に施行された「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則」附則第4条の規定に基づき、当該規則施行時に施設定期検査を実施中であったウラン加工施設の「最初に行われる定期事業者検査」とは、当該規則の施行後直ちに実施される定期事業者検査をいう。
- ・この際、新基準対応の設工認の審査を実施中であったウラン加工施設においては、新基準適合性に係る使用前確認と、定期事業者検査が並行することになり、当該

使用前確認が終了する時点で「最初に行われる定期事業者検査」についても終了すると解釈できる。

- ・したがって、安全性向上評価の届出の実施時期に係るガイドの記載の解釈としては、「最初に行われる定期事業者検査」とは、令和2年4月1日の規則施行の際に直ちに実施した定期事業者検査が該当し、また、「次の定期事業者検査」とは、新基準対応で実施していた使用前確認後に実施した定期事業者検査であり、事業者においては、当該「次の定期事業者検査」が終了した日以降6月を超えない時期に評価を実施し、その後遅滞なく届出をしなければならない。
- ・法令上の整理を含めた安全性向上評価の届出の実施時期の考え方は以上のとおりであり、事業者においては、この認識の上で必要な手続きが行えるよう準備して頂きたい。

(個別のガイドの解釈について)

- ・第2章の「3. 安全性の向上のために自主的に講じた措置の調査、分析及び評価」及び「4. 総合的な評定」については、第1回目の届出以降における検討としては、第1回目の評価等からの変更の有無を確認し、変更がないならばその旨説明するなど、その検討結果を記載すること。
- ・第1章の「4. 安全性向上評価の継続的な充実」に定める評価の起算の時期については、初回の届出に係る評価時点を起算日とすること。
- ・第2章の「2-3 安全性向上計画」と「4-2 安全性向上計画」の記載については、2-3の記載については、「2. 安全性の向上のために自主的に講じた措置」における調査等を踏まえて抽出された自主的な追加措置の実施に係る具体的な計画を記載し、4-2の記載については、2-3の記載を含め、「1. 安全規制によって法令への適合性が確認された範囲の評価時点における施設の状態」、「2. 安全性の向上のために自主的に講じた措置」、「3. 安全性の向上のために自主的に講じた措置の調査、分析及び評価」及び「4. 総合的な評定」のうち「4-1 評定結果」の内容を踏まえて取りまとめた計画等を記載すること。
- ・第2章の「3. 安全性の向上のために自主的に講じた措置の調査、分析及び評価」及び「4. 総合的な評定」においては、IAEA安全ガイド(No. SSG-25)又はこれと同等の規格を参考とすることができるとしており、日本原子力学会標準であるPSR指針を参考とすることに問題はない。その際、PSR指針を参考するにあたり、必ずしもウラン加工施設に直接当てはまるものがないければ、施設の特徴を踏まえつつ、適切な内容を考慮すること。

(その他)

- ・安全性向上評価を実施するにあたり、許認可図書の記載内容の見直しが必要と考えられる事項が発生した場合は、必要な許認可手続を検討し、安全性向上評価の届出の実施時期に関わらず、適時必要な対応をすること。

○三菱原子燃料株式会社から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

資料 1 : MSR-23-017 初回安全性向上評価実施に向けた関連法令／ガイド記載事項に関する確認について

(参考)

・ 令和 2 年 3 月 1 7 日 官報号外第 5 1 号

「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（原子力規制委員会規則第 1 2 号）」

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200317/20200317g00051/20200317g00051000f.html>

・ 令和 5 年 3 月 2 9 日改定 原子力規制委員会

「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」

<https://www.nra.go.jp/data/000425243.pdf>

以上